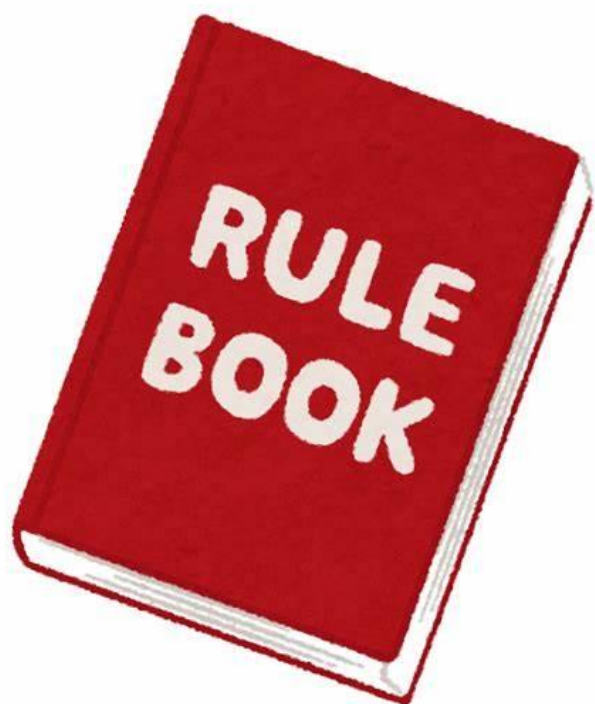


令和8年度(2026年度)

今金高等養護学校

校則集



北海道今金高等養護学校

生徒指導部

はじめに

この校則集には今金高等養護学校で学校生活を過ごす上で守るべききまりが書かれています。本校は職業学科を設置した学校であり、自立した社会人として生活することを目指して学ぶ「集団生活の場」です。きまりを守らないと規律ある生活を送ることができません。本校の人みんなで「心と体」を大切に、「安心・安全」を守るためにきまりを守ることを大切にしましょう。

きまりを守ることは学校生活だけでなく、社会で働く職業人として信頼されるために卒業後も大切なことです。在学中に社会人としてのルールとマナーを身につけましょう。

1 身だしなみについて

制服

- ア 学校指定のものを着用すること。(ブレザー、ベスト、スラックス、スカート)
- イ 制服の加工は認めない。(スカートを切ったり、ブレザーのボタンを変えたりなど)
- ウ ワイシャツやブラウスは無地の白色とする。また、中に着る肌着については、白・黒・グレー・ベージュ・紺の系統で無地のものとする。
- エ ワイシャツやブラウスの裾は、下衣に入れる。
- オ ネクタイはシャツの第1ボタンをしめた上で隠れる程度までしっかり上げる。
※ネクタイの種類によって記載内容を検討する。
- カ 靴下は、ショートソックスからハイソックスとし、白色、黒色、紺色、グレーとする。
- キ スラックスを着用する場合はベルトを着用する。制服に合わせた落ち着いた色で大きなバックルや装飾などのないものとする。

その他制服について

(1) 夏季略装期間中について

- ア ネクタイを着用しなくても良い。
- イ ワイシャツ及びブラウスの第1ボタンを外すことを認める。
- ウ ベストの着用は任意とし、ベストを着用しない場合は下着が透けないように留意する。
- エ 学校指定のポロシャツを着用することができる。また、スカート、スラックスから裾を出して着用することを認める。

(2) 防寒について

- ア 寒いときは、長袖肌着やタイツ、レギンスなどを着用して防寒すること。
- イ 防寒のため、上着を着る場合は、ブレザーの上から着ること。
- ウ 無地のカーディガン(黒・紺・茶・グレー・白・ベージュ)の着用を認める。ただし、ブレザーの中に着ること。

(3) 行事等について

- ア 儀式的行事(始業式、終業式など)のとき、および実習先の見学、面接などでは、白色のワイシャツ及びブラウスを着用する。また、夏季略装期間中の儀式的行事においては、ネクタイ・ブレザーを着用しなくても良い。

イ その他の行事のときは、担当の先生やホームルーム担任の指示を聞いて着用する。

(4) 登下校の服装について

ア 制服を基本とする(夏季略装含む)。

イ その日の学習活動、行事によってはジャージや作業服での登下校を認める場合もある。

ウ 事情があり、制服での登下校が困難な場合は、ホームルーム担任に相談する。

作業服

ア 指定の作業服を着用すること。

※その他、詳細は心得参照。

イ ズボンのベルトは必ず身に付ける。上着の袖ボタンは留めるか、ずれ落ちないように腕まくりをすること。

ウ 作業服の上を脱ぐ際、ティーシャツ(長袖含む)での活動を認める。その際、下着が透けないように留意する。

※肌着やトレーナー、フリースなどでの活動は認めない。

エ ティーシャツの裾は、身だしなみと安全上必ずズボンに入れる。

オ 靴下の色や柄、長さは校則に準じるが、作業担当の先生から指定がある場合は従うこと。

カ 室内の作業で寒いときは、作業服の下に長袖肌着や長袖ティーシャツ、トレーナー、フリース、タイツ、レギンス、ジャージ(上)などを着用して防寒すること。

キ 防寒着を着用しても寒さを感じるときは授業担当者に相談する。

※フードが付いているものを作業着の中に着用することは危険防止のため禁止とする。ただし、外での作業等防寒を目的とする上着を着ることはこの限りではない。

ジャージ・ハーフパンツ

ア 指定のジャージを着用すること。

※その他、詳細は心得参照。

イ ファスナーは、胸にあるワンポイントまでしっかり上げる。

ウ ジャージを脱ぐ際は、ティーシャツ(長袖含む)での活動を認める。

エ 肌着やトレーナーなどでの活動は認めない。また、体育、体力づくりの授業で学校指定ポロシャツの着用はできない。

オ ジャージ(上)を着用する際にティーシャツがはみ出す場合はズボンに入れる。

また、裾が長く、おしりが隠れるようなティーシャツについては、ジャージ(下)に入れる。

※女子は、ティーシャツでの授業時、下着が透けないように留意する。

カ 靴下の色や柄、長さは制服の着用規定に準じるが、状況によって使い分ける。

キ 寒いときは、長袖肌着や長袖ティーシャツ、トレーナー、フリース、などを着用して防寒する。

ク 防寒着を着用しても寒さを感じるときは授業担当者に相談する。

※フードが付いているものをジャージの中に着用することは禁止とする。

その他

ア 行事等における服装

儀式的行事（入学式や卒業式、始業式、終業式など）や実習先の見学や面接時は制服を着用することとする。しかし、夏季略装期間中の儀式的行事においては、ネクタイ、ブレザーを着用しなくても良い。

イ 登下校における服装

制服での登下校を原則とするが、学習活動（作業強化日等）や行事（体育祭等）等によっては、ジャージや作業服での登下校を認める。

※事情があり、制服での登下校が困難な場合は、HR 担任に相談すること。

ウ 髪の毛の色を変えることやピアスなどのアクセサリは全て禁止とする。

エ ヘアピン・ヘアゴムは、黒や紺、茶色、透明などの落ち着いた色とし、飾り（大きなりボンやキャラクター、宝石風装飾など）のついたものは使用しない。

※運動をする授業の時はバレッタやヘアピンはなどケガの可能性があるものは禁止とする。

オ ツメや頭髮は定期的に切り、ケガ防止につとめる。

カ 化粧、マニキュアなどは禁止とする。

2 帰省・帰舎、登下校について

(1) 帰省・帰舎、登下校時の音楽プレイヤーや携帯型ゲーム機の使用

ア 使用については、保護者確認のもと使用する

イ 周囲に聞こえる音量での使用は禁止とし、イヤホンを使用して音楽やゲームをすること。

ウ 一緒に音楽を聴いたり、ゲームをしたりするのは禁止とし、個人での使用のみとする。

エ 歩行中や自転車運転中の使用は禁止とし、公共交通機関利用時は、座っているときのみ使用を許可する。

オ 帰舎・登校時は、寄宿舍職員もしくは担任に預け、帰省・下校時に受け取る。

カ 故障や紛失については、個人の責任とする。

(2) 自転車通学

ア 自転車通学を希望する場合は、所定の用紙に記入して申請する。（自転車防犯登録必須）

イ 申請後、学年生徒指導部が車両の点検を実施する。この際、修理箇所がある場合は、修理後再度点検をする。点検実施後に、自転車後輪カバーに学年生徒指導部がステッカーを貼り、通学使用を許可する。

ウ 登下校時は、ヘルメットを着用する。

3 懲戒について

(1) 目的

北海道今金高等養護学校生徒の健全育成に資することを目的とする。

(2) 種類

処分の種類を次のとおりとする。

- ア 訓告(学校長)
- イ 謹慎(自宅謹慎もしくは登校謹慎)
- ウ 退学

(3) 事案対象

処分の対象は、次のとおりとする。

- ア 触法行為があった場合
- イ 暴力行為があった場合
- ウ 故意に施設・設備・備品等を破損させた場合
- エ 規則に著しく違反した場合
- オ 社会のルールやマナー及び公衆道徳を守らなかった場合
- カ 上記を繰り返し行い、改善が見られない場合

(4) 事案例

ア 触法行為があった場合

わいせつ行為(同意不同意関係なく)、児童ポルノ製造、窃盗、傷害

イ 暴力行為があった場合

【身体的なもの】生徒や教職員への暴力

- ・相手を殴る、蹴る、叩く ・凶器になりうるもので傷付ける ・髪を引っ張る
- ・首を絞める ・物を投げる ・腕を捻る ・プロレス技をかけるなど

【精神的なもの】いじめや不登校につながる事案

- ・誰かを誹謗中傷する ・無視をする ・脅す
- ・人の物を壊したり、捨てたり、隠したりする
- ・授業、その他の教育活動の実施を妨げる行為

ウ 故意に施設・設備・備品等を破壊、破損させた場合

学校内外の物及び公共施設・一般的などに関わらず故意な破壊、破損

エ 規則に著しく違反した場合

「1 身だしなみ」や「2 帰省・帰舎、登下校」の他に心得に記載している内容を違反した場合。
(ピアスの着用や髪を染める行為など)

オ 社会のルールやマナー及び公衆道徳を守らなかった場合

いじめ、喫煙、飲酒、個人情報の拡散、公共交通機関利用時の迷惑行為、無断外出、男女棟や男女更衣室への不法侵入、学校や寄宿舎での危険行為、不適切な写真や動画のやりとりなど
いじめの内容

【言葉によるもの】

・冷やかす ・悪口 ・からかい ・脅し文句 ・嫌なことを言われるなど

【物理的なもの】

・軽くぶつかる ・叩く ・蹴る ・押す ・突き飛ばすなど

【心理的なもの】

・仲間はずれにする ・集団で無視するなど

【持ち物に関するもの】

・持ち物を壊される、隠される、汚される、捨てられるなど

【金品に関するもの】

・金品をたかられる、盗まれる、壊されるなど

【インターネット、SNS によるもの】

・ネット上での誹謗中傷 ・嫌なことをされる ・個人情報を悪用されるなど

【その他】

・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる ・特定の行動を強要される

カ 上記を繰り返し行い、改善が見られない場合

(5) 特別指導

生徒指導部長説諭・・・生徒指導部長より嚴重注意

教頭説諭・・・教頭先生より嚴重注意

自宅謹慎・・・自宅で自分がした行為について考え、振り返りさせる

【内容】

- ・課題作文と反省日誌を毎日記入し、保護者と話し合いをする。
- ・期間中、家事手伝いを毎日実施する。
- ・その他、読書感想文等の課題を課す。

登校謹慎・・・学校や寄宿舎で別室対応し、自分がした行為について考え、振り返りさせる。

【内容】

- ・面談(学年及び生徒指導部)、課題作文、反省日誌を毎日実施する。

・状況によっては、読書感想文や奉仕活動を実施する。

謹慎解除の判断については、面談の様子や本人が取り組んだ作文や反省日誌、振り返りの様子から生徒指導部長が見極めを実施し、学校長が総合的に判断する。

退学、退舎・・・学校長が法令に基づいて総合的に判断し、処分を行う。

懲戒事例について参考一覧表

異性との身体接触
異性の棟への侵入行為
寄宿舍での危険行為
窃盗行為(寄宿舍内)
喫煙、飲酒
いじめ
窃盗(万引き)
異性との過度の身体接触
わいせつ行為
不適切なメール(自画撮りのわいせつ画像)のやりとり
器物破損
金銭・物品の要求(恐喝・恫喝を含む)
暴力・暴言・威圧行為等(対教師も含む)

4 その他

(1) 携帯電話・スマートフォン

ア 校内への持ち込みは禁止とする。(通学生など事情があって持ち込む場合は、2のオを徹底する)

イ 生徒同士の情報交換(電話番号や SNSID、メールアドレス等)は許可するが、以下のことを禁止とする。

- ・本人の承諾なく連絡先を他人に教えること。
- ・SNS のグループに勝手に招待すること。
- ・勝手に写真や動画を送信したり、SNS に投稿すること。

ウ SNS の使用について、以下のことを注意する。

- (ア) 個人情報(氏名、学校名、住所等)が特定されないようにすること。
- (イ) 個人情報や写真、動画などを求められても拒否すること。
- (ウ) 犯罪行為には加わらないこと。(闇バイト等)
- (エ) 学校や寄宿舍職員との連絡先やゲームの ID 等の交換は禁止する。

(2) 男女交際

※生徒心得を参照とする

(3) 外泊・外出

ア 友達と外出したり、友達の家で遊んだり、泊まったりするときは、お互いの保護者の許可をもらう。特に、異性の家に行くときは、保護者がいない状態で会うことは禁止する。(帰宅時間を厳守する。)

※23 時以降は保護者同伴であっても、北海道の条例により警察に補導される場合がある。

イ 18 歳未満の入店が制限されている場所への出入りは禁止する。(居酒屋、パチンコ店、雀荘など)

ウ 競馬場での馬券の購入は禁止する。

(4) アルバイト

ア アルバイトは許可制とし、明確な理由をもった上で希望する生徒は HR 担任に伝え、申請すること。(職種について、学生にふさわしくないと判断した場合は、許可しないこともある。)

※無断でアルバイトをしていた場合は、自分の進路(採用)決定の場面で不利になることがあるため、必ず申請すること。(進路指導部と連携する)

イ アルバイトは保護者責任の下、行うものとする。

ウ アルバイトは、学校の長期休業中もしくは、休業日(土日祝)のみとする。

エ アルバイトが原因による遅刻や欠席、早退は認めない。学業に支障が出る場合は、許可を取り消すこととする。

オ 学校の規則や法律(労働基準法)を遵守すること。

カ アルバイト先で事故があった場合は、速やかに学校(HR 担任や教頭携帯電話)へ連絡すること。

(5) プレゼントや手紙等の受け渡し

ア 個人的な贈り物は禁止する。事情がある場合は、HR 担任や学年指導部と確認すること。

例: 友達の誕生日やバレンタインデー、見学旅行等のお土産など

イ 学校生活中に手紙を渡す際は、いじめにつながる内容(誹謗中傷)を書くことを禁止する。

ウ 金品を受け渡しすることも禁止する。現金でなくとも電子マネー、ギフト券も認めない。

(6) 自動車運転免許の取得

ア 卒業後の進路先で運転免許が必要と判断された場合は、保護者の同意と学校生活の状況を鑑みて自動車学校への通学を許可する。なお、学業に支障がでない長期休業中や卒業後の通学を原則とする。また、学業への支障が出たと判断した場合は、学業を優先させるため在学中の通学を禁止する。

イ 取得希望の場合は、HR 担任や進路指導部と確認すること。